

2020年1月30日

株式会社きずなホールディングス

代表取締役社長兼グループ CEO 中道 康彰

問合せ先： 取締役兼 CFO 関本 彰大 TEL：03-5427-6432

<https://www.kizuna-hd.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の企業理念は「葬儀再生は、日本再生」であります。葬儀を通じて改めて人との結びつきに価値を感じて生きようとする人であふれる世の中の実現を目指し、家族葬を提供することで人と人との絆をつなげ、これを以て社会貢献とすることを基本理念としております。この理念のもと、企業価値を高め信頼される企業としてあり続けるため、適時、適正かつ公平な情報開示に努め、コンプライアンス（法令遵守）の徹底並びに経営の透明性を追求し、経営管理機能の整備、強化を継続して行ってまいります。当社グループは、後述する「内部統制システムの整備に関する基本方針」に掲げたコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を重視し、社会的信頼に応えて持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則について、すべてを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上 30%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号	2,325,195	68.50
AP Cayman Partners III, L.P. (常任代理人 株式会社イントリム)	795,168	23.43
Japan Fund V, L.P. (常任代理人 株式会社イントリム)	205,303	6.05
アドバンテッジパートナーズ投資組合64号	68,569	2.02

支配株主（親会社を除く）名	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号 (Advantage Partners(H.K.) Limited が株式会社アドバンテッジパートナーズを通じて間接的にサービスを提供するファンド)
---------------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	5月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

将来的に支配株主との取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本条件とし、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定いたします。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	3名以上 10名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している

社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村上 大輔	他の会社の出身者											
松本 大輔	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村上 大輔		—	複数の事業法人の監査役及び取締役を歴任する等、取締役としての豊富な経験・実績、見識を当社の経営体制に活かしていただけることを目的として社外取締役に選任しております。
松本 大輔	○	—	複数の事業法人の取締役等を歴任する等、取締役としての豊富な経験・実績、

			<p>見識を当社の経営体制に活かしていただけることを目的として社外取締役を選任しております。</p> <p>また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であり、独立性が高いことから、独立役員に指定しております。</p>
--	--	--	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	3名以上5名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、監査役会を設置して、各監査役の連携を図り、グループ全体のガバナンスを有効に機能させるための体制を整えております。

また、代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査室長1名が、内部監査を実施しております。

良質な企業統治体制の確立に向けて、いわゆる三様監査（監査役監査、会計監査、内部監査）を実施し、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体として監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ相互に連携を図っております。

監査役と会計監査人は、四半期毎に会合を持ち、会計監査の結果や業務監査の結果の情報を交換し、双方向からの連携により、監査の品質向上と効率化に努めております。

監査役と内部監査室は、年度監査計画の調整、監査結果の検討、合同監査など効果的な監査の実施に努めております。

会計監査人と内部監査室は、主に財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、協議を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
青木 実	他の会社の出身者													
柏原 智行	弁護士													
寺田 芳彦	公認会計士 税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青木 実	○	—	他の会社の監査役経験等を当社監査体制に活かしていただけることを目的として選任いたしました。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であり、独立性が高いことから、独立役員に指定しております。

柏原 智行	○	—	弁護士の経験等を当社監査体制に活かしていただけることを目的として選任いたしました。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であり、独立性が高いことから、独立役員に指定しております。
寺田 芳彦	○	—	公認会計士及び税理士の経験等を当社監査体制に活かしていただけることを目的として選任いたしました。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であり、独立性が高いことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	
独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	
社外取締役を除く取締役の報酬につきましては、「固定報酬」である基本報酬のほかに、業績への貢献度に応じて変動する「業績連動報酬」によって構成されております。業績連動報酬は業績向上に対するインセンティブとして有効に機能するよう、そのバランスに配慮するとともに、その水準は、同業あるいは同規模の他企業と比較するなどして、当社の業績に見合った水準を設定しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役 従業員 子会社の執行役員 子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>取締役の報酬は、株主総会で決議された取締役の報酬総額（150 百万円）に基づき、代表取締役社長が取締役会の一任を受け、業績に対する権限と責任の範囲を勘案し、個別にその額を決定しております。また監査役の報酬は、株主総会で決議された監査役の報酬総額（50 百万円）に基づき、監査役会にて個別にその額を決議しております。</p> <p>社外取締役を除く取締役の報酬につきましては、「固定報酬」である基本報酬のほか、業績への貢献度に応じて変動する「業績連動報酬」によって構成されております。業績連動報酬は業績向上に対するインセンティブとして有効に機能するよう、そのバランスに配慮するとともに、その水準は、同業あるいは同規模の他企業と比較するなどして、当社の業績に見合った水準を設定しております。</p> <p>業績連動報酬は、業績指標として日本基準の連結 EBITDA 実績の対予算達成率を採用し、当該指標に連動させて決定しております。具体的な算定方法は各取締役が当社と締結した委任契約書に基づいており、実績が予算と等しい場合（対予算達成率 100%）の報酬額を基準額とし、基準額に対予算達成率を乗じた額を業績連動報酬としております。なお、業績指標を日本基準の連結 EBITDA 実績の対予算達成率とした理由は、当社グループは連結キャッシュ・フローの最大化を重要な業績目標としており、連結キャッシュ・フローに近似した日本基準の連結 EBITDA を業績管理の指標と定めているためであります。</p>
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役（社外監査役）を補佐する専任のスタッフはおりませんが、経営管理本部及び内部監査室において適時情報の提供等を行い対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>1. 現状の体制の概要</p> <p>当社は、監査役会設置会社として、取締役会は社外取締役 2 名を含む取締役 5 名、監査役会は社外監査役 3 名で構成されております。社外監査役 3 名は全て独立役員であります。独立性の高い社外監査役で構成される監査役会は、内部監査室及び会計監査人である監査法人と連携を図りながら、取締役の</p>
--

職務執行の監督と監視を行う形でガバナンス体制を整備運用しております。

(1) 取締役会

取締役会は、社外取締役 2 名を含む取締役 5 名及び経営監視を主とする監査役 3 名で運営されております。原則として毎月 1 回開催し、会社の業務執行に関する意思決定機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、ならびに重要な事項はすべて付議され、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、逐次、取締役会を開催することとなっており、十分な議論の上で経営上の意思決定を行っております。

(2) 監査役会

監査役会は、常勤監査役 1 名を含む社外監査役（独立役員）3 名で構成されております。各監査役は、取締役会に出席し、審議状況等を監視するとともに、経営全般及び個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行っております。その他、監査役は監査方針の決定、会計監査人からの報告聴取、取締役等からの業務報告聴取を行うとともに、これらの監査結果に関し監査役相互に意見交換を行い監査の実効性を高めております。

全員が社外監査役で構成される監査役会は、内部監査室及び会計監査人である監査法人と連携を図りながら、取締役の職務執行の監督を行う形でガバナンス体制を維持しております。また、この連携により監査機能を強化しております。

(3) 内部監査室

内部監査室を配置しており、構成員は専任の内部監査室長 1 名であります。監査役及び監査法人と連携を取り、業務が経営方針や社内規程、会計基準等に準拠して行われているか、法令を遵守しているか、効率よく行われているかといった観点から定期的に各部門、子会社の監査を計画的に実施しております。監査手法につきましては、内部監査規程に基づき実施しております。

(4) 会計監査人

外部会計監査人による監査等を通じて、開示する情報の信頼性を担保し情報利用者である株主や投資家に対する責務を果たしていると認識しております。この認識のもと、会計監査人と監査役、内部監査室及び経営管理本部等の関係部署が連携して、当社の業務運営状況に関する課題の把握、改善を行うとともに、会計監査人による適正な監査のための体制確保に努めております。

(5) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携の状況

内部監査室長は、監査役に対し内部監査実施の状況を報告する他、必要に応じて内部監査に立会いを求め、監査手法等について助言と指導を仰いでおります。また会計監査人とは、四半期及び期末監査等において協議を行い、指摘懸念事項を内部監査事項に反映させ、内部監査を通じて把握した問題点を協議し改善に役立てる他、監査手法等について助言を得る等、相互連携の強化を図っております。

(6) リスク管理体制の整備状況

当社では、外部環境及び内部要因を適宜分析し、事業上のリスクを取締役に於いて常に把握し、法律上の判断が必要な場合は、顧問弁護士から適宜助言を受けて予防策を講じる体制をとっております。リスク情報の掌握に向けコンプライアンス・リスク委員会の体制整備を行うとともに、経営陣のみならず

全社員のリスク意識の啓蒙に努めております。

2. 監査役の機能強化に関する取組状況

社外監査役 3 名は、取締役会への出席、内部監査室及び会計監査人との情報交換、さらに社内各部門及び子会社等へのヒアリングを行い情報収集の機会を充実させることにより監査役の機能強化を図り、監査の実効性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上記のとおり、経営の効率性を高め当社グループのさらなる企業価値向上を目指すとともに、コーポレート・ガバナンス体制を充実させ、取締役会の監督機能向上を図るために本体制を採用いたしました。

さらに、監査役会を構成する監査役 3 名全員が社外監査役かつ独立役員であり、独立性を確保するとともに取締役の業務執行に対する監視機能を十分に果たしていると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使における十分な検討期間を確保するため、株主総会招集通知の早期発送について検討しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日程で定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の議決権行使環境向上に向けて、議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作	上場後に作成し、当社ホームページ内にIRサイトを開設し、ディスクロージャーポリシーを公表する予定です。	

成・公表		
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上の個人投資家向け説明会を検討するとともに、外部機関の主催する個人投資家向けIRイベントへの参加も検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的に開催することを予定しておりませんが、必要に応じて開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催することを予定しておりませんが、今後の海外投資家の比率等の推移を考慮しながら検討していく方針であります。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトを開設し、掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役兼CFOをIR・情報開示の最高責任者とし、財務経理部をIR活動担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、IR活動の基本方針として「株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことが重要である。」と考えております。健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの信頼を得られるように努めてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の課題として検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う予定であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムは、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りを努めております。その他役員、従業員の職務遂行に対し、監査役及び内部監査担当者がその業務遂行状況を

監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制としては、コンプライアンス規程を制定し、会社の社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営を通じて経済・社会の発展に寄与することにより、広く社会全体からの信頼を確立する企業活動を行うこととしております。その概要は以下のとおりです。

1. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役に対しては、各監査役及び監査役会が職務執行を法令及び定款と照らして監視を行うとともに、決裁審議において非適合の事象を確認の際は意見を言い、執行前に防止する体制となっております。

使用人に対しては、コンプライアンス規程を定め、この運用を行っております。また、定款に適合しない行為が発生することを防止するため、決裁権限を職務権限規程で定め、執行前の段階で稟議等による審査を受けなければ執行できない体制としております。

2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存・管理に関する事項

執行に係る情報については、職務権限規程に基づき稟議書が作成され、当該稟議書は文書管理規程に基づき、その重要度に応じて保存されております。この書類の管理は、職務分掌規程に基づき経営管理本部が行っております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の責任者は業務分掌規程に定められた範囲に付随するリスクを管理し、組織横断的リスク、全社的リスクについては経営管理本部が中心となり、代表取締役社長が統括する。

不測の事態が発生した場合は代表取締役社長を対策責任者として、コンプライアンス・リスク委員会において対応を行い、損害の拡大を防止する。同委員会においては必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。

取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。

取締役の効率的な職務執行のため、業務分掌規程を定め、組織の業務分掌を明確にする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部監査室を設置するとともに、内部監査規程を設けて業務の適正を確保しております。内部監査室は、被監査部門から独立した部門として、当社及び子会社から成る企業集団の監査を司る部門としております。内部監査室は、内部監査規程に基づき監査を行い、その結果を代表取締役及び監査役会に報告します。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。

監査役の職務を補助すべき使用人についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査役に事前の同意を得る。

監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。

7. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。

取締役及び使用人は重大な法令・定款違反若しくは当社の事業に重大な影響をおよぼす事項が発生し、又は、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。

監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は定期的に監査役と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査役監査の環境整備に努める。

監査役は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めること求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、次のとおり反社会的勢力の排除に対する基本方針を定めております。

- ①反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、経営陣以下、組織全体として対応する。
- ②反社会的勢力等からの不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に務め、必要に応じて連携して対応する。
- ③反社会的勢力等とは業務上の取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。
- ④反社会的勢力等からの不当要求を拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行う。
- ⑤いかなる理由があっても事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は絶対に行わない。反社会的勢力等への資金提供は絶対に行わない。

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会勢力や団体とのいかなる取引も排除し、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で対応することとしております。上記方針の下、反社会的勢力対応規程、反社会的勢力排除に関するマニュアル及び取引先の属性チェックマニュアルを策定し、役職員全員に周知徹底を図っております。

V. その他

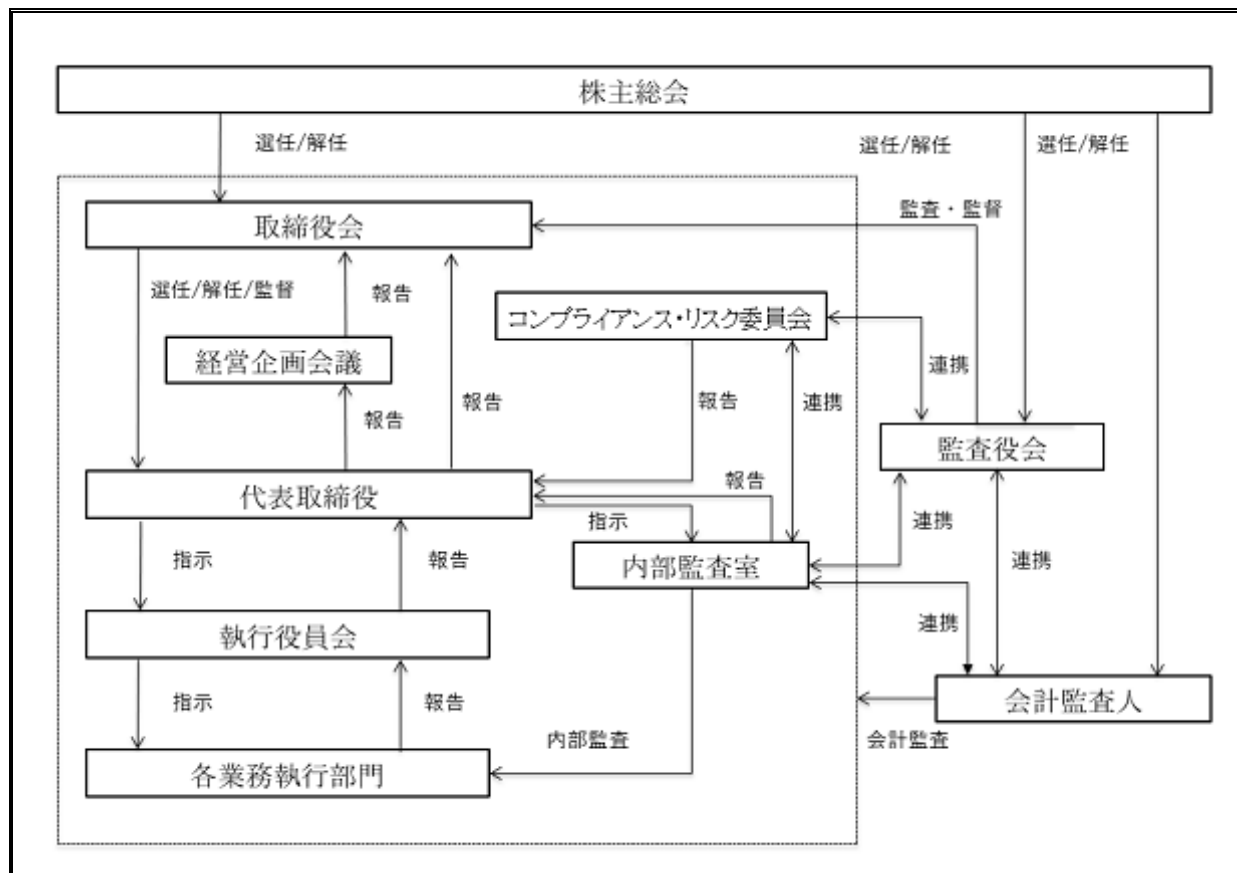
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

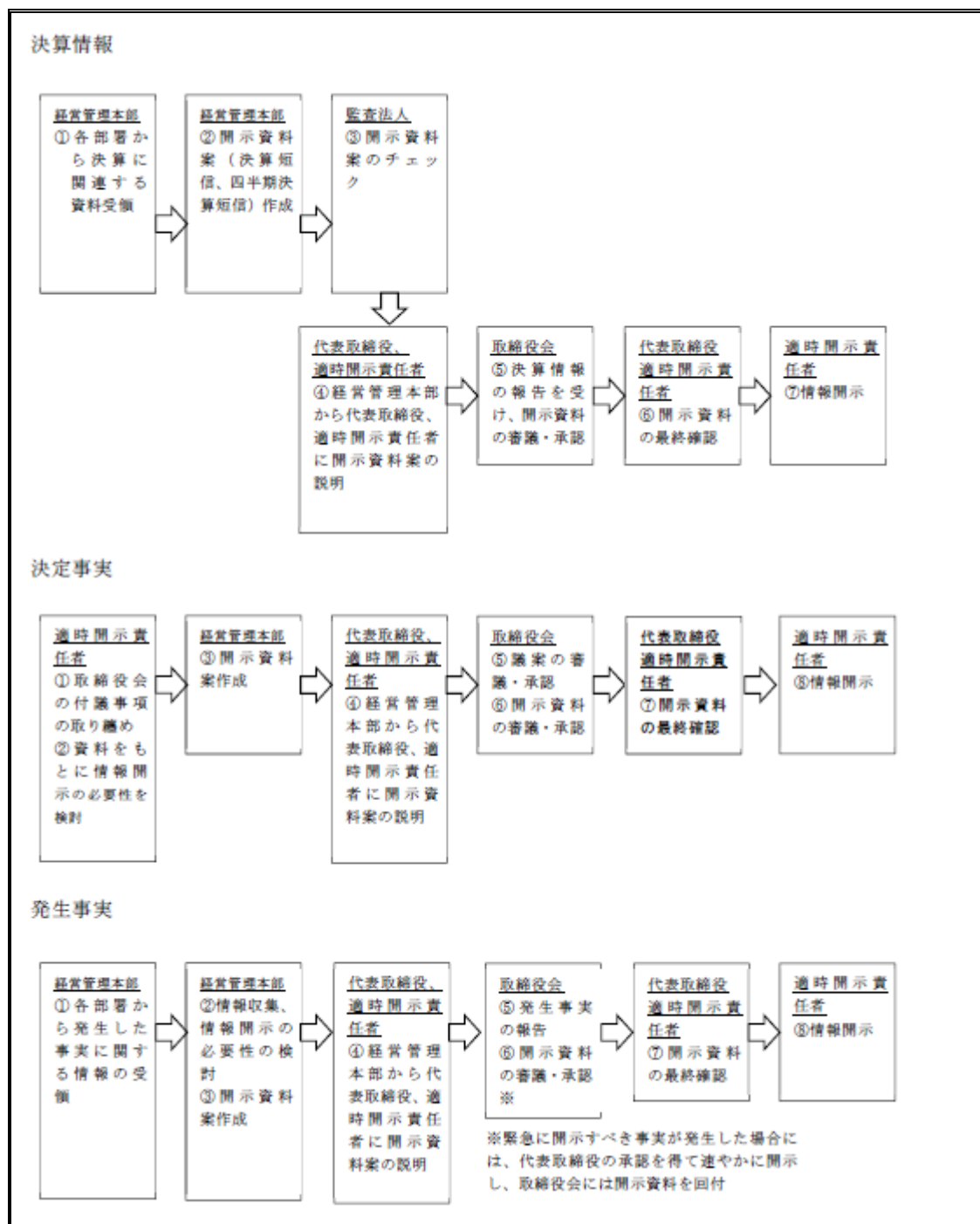
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループは、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置しております。また、統治体制を担保するものとして、コンプライアンス・リスク委員会を設置しております。更に、当社グループの中核会社である株式会社家族葬のファミリーユの業務執行を協議する執行役員会を加えた各機関が相互に連携することによって、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上